

昭和四十二年八月四日受領  
答 弁 第 一 号

(質問の 一)

内閣衆質五六第一号

昭和四十二年八月四日

内閣総理大臣 佐藤 榮 作

衆議院議長 石井光次郎 殿

衆議院議員春日一幸君提出環境衛生金融公庫の融資対象業種の拡大に関する質問に対し、別紙  
答弁書を送付する。

衆議院議員春日一幸君提出環境衛生金融公庫の融資対象業種の拡大に関する質問に  
対する答弁書

一 御趣旨のとおりである。

二 環境衛生金融公庫は環境衛生関係営業について衛生水準を高め及び近代化を促進するために必要な資金を供給し、もつて公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とするものである。

この目的に応じ公庫の融資対象業種は、その前提となる規制と行政上の指導とが対象とする範囲を参考として決定すべきものと考えられる。しかして、このような制度としては、現状においては環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（以下「環適法」という。）が最も慣熟しているものとみることができるので、この公庫の融資対象として同法の対象とする十八業種をとつたものである。

しかし、公衆衛生の向上及び増進のための規制をうける業種としては、環適法対象業種以外にも食品衛生法の対象業種があり、この中には営業の実態として環適法の対象業種に類似する業種がある。これらの業種に対する金融上の措置については、衛生上の措置のほか、近代化の促進のための措置を含め、各種規制及び行政上の指導の制度とあわせて検討すべきものと考え

三 附帯決議にあげられた業種については、右の二に述べた融資の前提となる諸制度の整備とあわせてとるべき措置を検討して参りたい。

四 三の点について十分検討のうえできるだけ速やかに結論を得るよういたしたい。

右答弁する。